

第12日

平成23年6月24日（金）

午前10時零分開議

○議長（手嶋源五君） これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は20名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

委員会付託中の議案については、別紙配付のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第50号議案を議題とし、総務文教常任委員長に報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 平田梯子君登壇）

○総務文教常任委員長（平田梯子君） ただいま議題となりました第50号議案民事調停事件に係る調停について、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

本案は、甘木簡易裁判所平成22年（ノ）第10号竹木の枝の切除等事件について、調停を成立させるに当たり、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求められているものであります。

執行部の説明によりますと、秋月中町区にある市指定天然記念物であります田代家イヌマキの木の枝が、隣接地の駐車場との境界を越境し落ち葉が散乱するなどの状況が発生したため、それぞれの所有者の代が変わった平成10年ごろからトラブルとなり、話し合いを進めてきましたが調整ができず、イヌマキが市指定天然記念物であることから、駐車場の所有者側から市の管理責任などの確認の申し入れがなされました。また、イヌマキの所有者側からは、朝倉市文化財保護条例第10条の規定に基づき多額の経費を要する管理行為に対する補助の要望書が提出されました。その後、平成22年7月、甘木簡易裁判所より市長へ調停の申し立てがなされ、昨年9月からことし5月までの間に5回にわたって調停、協議を行ってきた結果、イヌマキの所有者が土地及びイヌマキを朝倉に寄附をし、今後は朝倉市がイヌマキの管理を行うことで調停が成立しました。本来、イヌマキの所有者に管理義務があり、当然その所有者が管理していくことが望ましいわけですが、市内に居住していないこと、高齢であることから適切な管理が行えないため、市指定天然記念物である田代家イヌマキを現状のまま保存し、隣接地とのトラブルを解消するには、朝倉市が寄附を受け適切な管理を行うことが望ましいとの判断によるものです。なお、寄附採納後は、地元秋月中町区が土地を活用するかわりに、イヌマキを無償で管理する協議が整ったとのことであり、管理料は発生しないとのことです。

本委員会といたしましては、イヌマキの所有権が朝倉市に移管した後の管理について、過度な要求に基づく過度な管理にならないことを確認し、全員異議なく原案のとおり可決

すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論でございます。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 平田梯子君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第50号議案民事調停事件に係る調停についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第50号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第45号議案ほか3件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 村上百合子君登壇）

○環境民生常任委員長（村上百合子君） ただいま議題となりました第45号議案ほか3件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の結果及び結論について、簡潔に御報告いたします。

それでは、第45号議案専決処分について（平成23年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）であります。

本件は、平成22年度国民健康保険特別会計の額の確定見込みに伴い歳入が不足し、この不足額を補てんするため、平成23年度予算において繰り上げ充用する予算7,500万円の補正を行う必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年5月30日付で専決処分したものを、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めらるるものであります。

国民健康保険特別会計は依然として厳しい状況であります。本委員会といたしましては、本件は予算執行上適正な措置であると認め、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、第46号議案朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、規定の整備を行うた

めこの条例を制定しようとするものです。今回の改正は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図るため、住民税の雑損控除及び住宅ローン減税適用の特例、固定資産税の課税標準の特例などを設けるものとなっております。

本委員会といたしましては、この改正の内容を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第47号議案朝倉市火葬施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、火葬場使用料の減免等について規定の整備を行うもので、その内容は減免に該当するものとして、行旅死亡人の規定を明記するもの、その他市長が特別な事情があると認めるときの追加及びその他文言の修正等です。

本委員会といたしましては、この改正の内容を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第49号議案看板の倒壊事故による損害賠償についてであります。

本件は、朝倉支所に立っている市の木製看板が強い突風により折れて、被害者の所有する倉庫の屋根の一部を損傷したものについて、被害者の受けた損害を賠償するに当たり、その額を定めること及び和解契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。なお、損害賠償金としては3万5,385円を支払うことになっており、全額保険で処理されるとのことです。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了としながらも、その他の看板等の状況確認と今後同様の事故が起こることがないように求め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論であります。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 村上百合子君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第45号議案専決処分について（平成23年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これで討論を終結いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第45号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第46号議案朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第47号議案朝倉市火葬施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第49号議案看板の倒壊事故による損害賠償についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第49号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第48号議案ほか1件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 田中保光君登壇）

○建設経済常任委員長（田中保光君） ただいま議題となりました第48号議案ほか1件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について、簡潔に御報告いたします。

まず、第48号議案財産の取得についてであります。

本件は、福岡県から土地を取得するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めているものであります。

執行部の説明によりますと、平成22年10月に財団法人福岡県朝倉農業高等学校校友会から約6万平方メートルの土地の寄附を受け県有地と合せて一体的に活用するために、これまで福岡県の土地について取得に向けた協議を行ってきたとのことであります。今回、協議が整い、財産取得議案を上程したとのことでありますが、取得する財産といたしましては、朝倉市三奈木字走下山2964番1ほか11筆、面積5万8,820.16平方メートルの土地を1億8,650万6,000円で福岡県から取得するとのことであります。

本委員会審査におきましては、朝倉農業高等学校跡地の現地を視察し、現状を確認するとともに、平成23年度当初予算では2億600万円の用地取得費を計上していましたが、今回の1億8,650万6,000円での取得になった経過及び県有地取得に至るまでの経過等の説明を求めるとともに、平成21年9月に策定された朝倉農業高等学校跡地活用計画と、いまだ策定されていない実施計画との関係や、実施計画策定に向けた方針、跡地活用に向けた方向性を今年度内に必ず提示できるかなど、執行部の見解をただしたところであります。

執行部の説明によりますと、取得価格につきましては、不動産鑑定評価に基づき2億600万円の予算を計上していましたが、県との協議の中で時点修正があり、1億8,650万6,000円になったということでありました。また、これまでの経過については種々ありましたが、朝農校友会からの寄附を受け県有地を取得し一体的に活用していくため、県有地取得に向けて努力してきたところであり、県有地取得後は平成21年9月に策定された同活用計画をベースに庁内検討委員会を中心として、跡地活用の方向性を今年度中に出していくよう鋭意努めていくとのことであります。

本委員会といたしましては、討論、採決の結果、明確な目的がないまま県有地を取得すべきではなく、実施計画ができてから取得すべきであるという意見に合わせ、実施計画が策定されないまま県有地を取得することについては、非常に苦慮するなどの意見があったところでありました。しかし、朝農校友会からの寄附を受け、これまで県有地と一体的に活用することを目的に取り組んできた経過等を勘案し、跡地活用については市民にとっても一日でも早く解決する必要があると、県有地を取得することは市にとっても活用に向けた新たな前進につながるため、今年度中に跡地活用に向けた方向性を必ず出すことを強く要望し、賛成多数で可決すべきものと決しました。

最後に、第51号議案市道路線の認定についてであります。

本件は、道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めているものであります。

路線の概要であります。フケ・天神藪1号線につきましては、延長257メートル、幅

員4.3ないし6.3メートルの道路であります。圃場整備を行うために一度市道路線を廃止していましたが、再度市道として整備する中で、認定基準に合致する道路として整備されたため、再度認定するものであります。

本委員会といたしましては、現地調査を行い認定基準に合致することを確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論でございます。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 田中保光君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第48号議案財産の取得についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。11番富田栄一議員。

○11番（富田栄一君） 明確な理由がないままに取得するという点については、反対をいたします。

私自身について、言葉が足りなかったりまたやり方が間違ってたということで、反省すべきことは多々あると思っております。が、しかし市民が思っていることは、朝倉農業高校跡地について、非常に希望を持てるとか誇りに持てる、そういうことを非常に思っています。

その中で、ホームページを見てみました。パソコンについては得意ではないので間違いがあるかもしれませんが、朝倉市のホームページの中で朝倉農業高校跡地対策室情報一覧というのがありました。中に書いてあるのは、「提供している情報はありません」ということであります。現在、まだまだ方向性が定まってないというのが現状だと思っております。職員の皆さんは、譲渡価格について、それは一生懸命頑張って、この価格が出てるといのはわかりますけれども、もっと、言うように、市民が誇りが持てるそして希望が持てるような形で、しっかりと協議をしていただきたい。議場においては、次には実施予算ができる時しかこの議場で協議することはありません。そういうことをもって反対意見とさせていただきます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。6番中島秀樹議員。

○6番（中島秀樹君） 賛成の討論をいたします。

私は、5つの視点からこの問題につきまして賛成の意見を述べさせていただきたいと思っております。

まず、校友会からの立場です。平成19年11月に、校友会から寄附採納の申し出がございました。これから、約、もう4年が経過しております。そういった意味で、私は、校友会

の皆さんも早くこの問題は解決していただきたいというふうに思っていると思います。そういった意味で、この問題は早く解決、一步でも前進をすべきだというふうに考えます。校友会の方は、「朝倉市の宝にしてくれ」というふうにおっしゃいました。県との契約は随意契約の予定をされております。そういった意味でも公共的なものに使うことは明らかでございますので、私は朝倉市の宝に、具体的な計画はできておりませんが、なるものと信じております。

2つ目は、県との交渉でございます。県との交渉で、当初2億600万円だったものが、1億8,700万円と約2,000万円の条件の改善を見ております。そういった意味でも条件がよくなっておりますし、また県との交渉も着々と進んでおります。ここで、当議会で否決するようなことがございましたら、県に対して朝倉市から間違ったメッセージを伝えることになるのではないかと、危惧をしております。

3つ目は、執行部の視点からです。市長は今年度中に方向性を出すというふうに言われました。今年度中ということであれば、3月の議会にはかかるというふうに思っておりますので、年明け早々にはある程度具体的なものが出てくるのではないかとというふうに思っております。そういった中で、あと、ことし半年ぐらい待てば、ある程度の方向性は見えてくるものというふうに思っておりますので、わたしはそれを見守りたいというふうに思っております。

4つ目は、市民の視点からです。この問題は、市民の最大の関心事でございます。そういった意味では、少しでも前に進まないといけません。立ちどまって審議が停滞しているようなイメージを与えてはいけないと思っております。そういった意味でも、市民の最大の関心事であるこの問題を、一步でも前に進めるべきというふうに思っております。

最後に、議会の視点からです。この財産の取得については、予算は手当済みでございます。また、朝農の土地を市のものになるということは、条件面で大きな前進になると思っております。そういった意味で、議会としてもこの問題を見守っていくべきではないかというふうに思っております。

最後に、もう一度繰り返します。この問題は、早く、一步でも進めないといけないというふうに思っておりますので、そういった視点で賛成させていただきたいと思っております。

○議長（手嶋源五君） ほかに、10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） 私は、反対の立場で討論いたします。

私も、朝農高校の跡地活用については一刻も早く計画を立てていただき、朝倉市の宝となるべく活用を進めていただきたいという思いには変わりはありません。

まずは、市長は、跡地活用のビジョンを明確にした上で具体的な計画ができていましたら、県有地を購入することには大賛成であります。しかし、庁内委員会で今年度中に方針を出すということは、いつ具体的な計画ができるのか先が見えません。県有地

と校友会用地寄附分と合わせました12万平方メートルの管理費は、年間約2,000万円かかります。これが、3年、4年と着工されるまでに時間がかかると、朝農跡地を管理する費用だけでも1億円に近い税金が投入されることとなります。もっと効率よく物事を進めれば、管理費など無駄な税金も少なく済むはずですが。

平成21年9月の朝農跡地活用計画書では、福岡県県有財産の取得、管理及び処分に関する条例第4条にのっとり、公益を目的とし半額で買える、減額譲渡で購入する方針で検討して基本計画ができておりました。しかし、結果的には、これを方向変換して減額譲渡をやめて普通の値段で購入するということでもあります。

森田市長は、この6月議会の私の一般質問でも「市民が喜んでもらえる跡地の活用」という答弁の域を出ていません。また、市長は各地の会合でも、「朝農跡地問題は、今条件整備ができた」と言われていますが、それは、ただ普通の値段で買いますよということでもあります。なるべく朝倉市の税金を無駄なく使う減額譲渡のために、市長がどのくらい汗を流されたのか、さっぱり見えてこないのです。これまで、1年間の森田市長答弁の議事録を見ましたが、自分がどうしたいというビジョンが、少なくとも私には読み取れません。これは、私だけの思いでしょうか。

市長は、「この問題は、23年度中に方針を出す」と答弁されましたが、23年度に方針をつくられた後に減額譲渡に合致するのかもしれないのか県とつけ合わせて、それから判断して県有地の取得という方法をとられるべきではなかったのでしょうか。森田市長は県にもいらっしゃいましたし、そのあたりの事情は、大変、私は情報をお持ちではないかと思っております。この朝農跡地利用計画は、白紙に戻ったかのような印象を受けますし、既に市民の中にはそういった見方をされる方もおられます。こういった中で、私は方向性が見えない中でこの問題が、議会で全会一致で賛成しましたでは、私は市民の方への説明責任も果たせないと思っております。私は、もっとこの朝倉市の宝となるべく、この朝農跡地問題についてもっと議論をして、私は少しでも税金の有効活用をしていただきたい。そして、市民のほんとの願いをもっと聞いていただきたい。そのために計画を進めていただきたいと思っております。

しかし、それは、まず計画ができてから、私はこの土地を買うべきではないかと思っておりますので、これには反対いたします。

○議長（手嶋源五君） ほかに。12番桑野博明議員。

○12番（桑野博明君） 賛成の立場で討論いたします。

校友会からの寄附を受けた当時の議会議員として、それから平成23年度の当初予算を議決した議員としての立場から、賛成討論をしたいというふうに思います。

校友会の寄贈を受けたときには、当時の議会議員は、すべてがこの土地に関しては一体的な活用が最終的な目標だということでありました。校友会並び県有地を一体的に活用するってということが一番であると。それに伴って、先ほど委員長報告がありましたけれども、



21年9月に朝倉農業高等学校跡地活用計画が策定され、それに基づいて一体的に活用しようというところがありましたけれども、いろいろあった中で、この活用計画が進まない状況になったということは、皆さん御存じかというふうには思っております。やっぱり、市民のため、それから、ぜひ朝農校友会の気持ちを踏まえて、この朝農跡地を一体的に市民のために活用する方法を、減額譲渡した場合の活用方法の縛り、それから一般譲渡を受けたときの活用方法のやり方を、やっぱり市民それから皆さんに説明責任があるかというふうに思っております。平成23年度の予算のもとで、ぜひ、市長のほうには、速やかに朝農跡地活用計画に基づいた計画を出していただいて、一步でも前に市民のために活用できる計画をつくっていただきたい。それには、執行部それから議会にも大いに責任があったかと思しますので、一緒にやりながら計画を立てていくべきだろうということで、賛成いたします。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（手嶋源五君） 起立多数であります。よって、第48号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第51号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第51号議案は原案のとおり可決されました。

次に、総務文教常任委員会に付託していた23請願第4号を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 平田悌子君登壇）

○総務文教常任委員長（平田悌子君） ただいま議題となりました23請願第4号につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について、簡潔に御報告いたします。

23請願第4号「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」にかかわる意見書

の提出を求める請願書についてであります。

本請願は、1、少人数学級を推進し、当面小学2年生以上の35以下学級を早期に実現すること。2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担割合を2分の1に復元すること。以上、2つの事項を求める意見書を国の関係機関に提出してほしいというものであります。

本委員会といたしましては、審査に当たって、まず教育委員会事務局から教職員定数改善計画等、国の動向について説明を受けたところであります。説明によりますと、毎年開催されております全国都市教育長協議会の定期総会においても、少人数学級に対応した次期公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の策定を期すること、及び義務教育費国庫負担制度を堅持することなどが決議され、国に対して要望がなされているということでもあります。また、義務教育費国庫負担制度は、全国すべての公立学校が必要な教職員を確保し、市町村、都道府県の経済的な格差により教職員配置や給与水準の不均衡を生じさせない目的を持ち、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るための重要な制度であり、請願の趣旨に同意すべきものがあるとのことであります。

本委員会といたしましては、子どもたちの基礎学力の向上ときめ細かな指導の充実を図り、合わせて教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る観点から、本請願の趣旨に賛同し、全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論でございます。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願いいたします。

なお、御賛同賜れば、23請願第4号の趣旨に基づいた意見書案を後ほど提出いたしたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 平田梯子君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、23請願第4号「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」にかかわる意見書の提出を求める請願書を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、23請願第4号は採択することに

決しました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時36分休憩

---

午前10時57分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、追加議案等の上程を行います。

本日、市長より議案1件の送付を受けたほか、総務文教常任委員会より意見書案2件、議会運営委員会より発議案1件が提出されました。これを、一括上程し、まず市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 皆様方には、連日の御審議ありがとうございます。

ただいまから、本日追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

第53号議案人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、人権擁護委員尾石弘子、長野長子及び町田久壽夫の任期が本年9月30日に満了することに伴い、再度、長野長子を新たに、石川和子及び林みつ子を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（手嶋源五君） 補足説明があれば承ります。総務部長。

○総務部長（渡邊義明君） 市長が町田ヒサオと申しましたが、町田クスオの間違いであります。訂正をお願いいたします。

○議長（手嶋源五君） ほかにありますか。総務部長。

○総務部長（渡邊義明君） 申しわけありません。町田ヒサオが正しいそうです。（笑声）申しわけありませんでした。（「総務部長、私は知り合いですけど、クスオですよ、クスオが本当ですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 暫時休憩いたします。

午前11時零分休憩

---

午前11時4分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。総務部長。

○総務部長（渡邊義明君） 正しくは、町田クスオが正しいということです。訂正をお願いいたします。申しわけありませんでした。

○議長（手嶋源五君） ほかに、なければ、次に、意見書案について提出者代表の説明を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 平田悌子君登壇）

○総務文教常任委員長（平田悌子君） それでは、意見書案第3号及び第4号につきまして、総務文教常任委員会を代表し、提案理由を簡潔に御説明いたします。

まず、意見書案第3号の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。本年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故では、放射性物質が放出される事態を招き、原子力災害対策特別措置法制定後、初めて緊急事態宣言が発せられ、避難指示、屋内退避指示や自主避難要請等により、周辺住民には、県外への避難や自治体を挙げての集団避難を余儀なくされているところであります。

また、放射性物質により汚染された農・畜・水産物の出荷や水道水の使用が制限されるなど、発電所立地地域を越えた広域的な被害をもたらし、住民生活に深刻な影響を及ぼしているところであります。

今回の原発事故を踏まえ、原子力発電所及び原子力関係施設の安全確保並びに住民生活の安全・安心の確保のため、国において法的措置を求めるものであり、先日開催されました福岡県市議会議長会及び九州市議会議長会でも全会一致で決議され、各市議会にも賛同を求めるとも、国に対する意見書の提出を呼びかけているところであります。

本議会といたしましても、原発事故等に対する防災対策を進め、市民の安全・安心を守るためには、一つでも多くの自治体から国に対して声を上げていくことが重要であると考えことから、総務文教常任委員会全員賛成の上、意見書を提出しようとするものであります。

次に、意見書案第4号の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。先ほど本会議で採択されました23請願第4号「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」にかかわる意見書の提出を求める請願書の趣旨に沿いまして、提出した次第であります。

以上、提案理由を御説明いたしました。皆様方におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます。

（総務文教常任委員長 平田悌子君降壇）

○議長（手嶋源五君） お諮りいたします。発議案第2号については、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午前11時9分休憩

午前11時10分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、追加議案等の質疑を行います。

質疑は申し合わせのとおり同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第53号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第3号原子力発電所及び原子力関係施設の安全確保等を求める意見書の提出についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第4号「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を求める意見書の提出についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

お諮りいたします。発議案第2号については、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、追加議案等の質疑は終わりました。

次に、追加議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。意見書案第3号及び第4号及び発議案第2号については、会議規則第35条第2項の規定により、第53号議案については、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、第53号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第53号議案は原案のとおり同意されました。

次に、意見書案第3号原子力発電所及び原子力関係施設の安全確保等を求める意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第4号「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を求める意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。発議案第2号については、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、発議案第2号議員の派遣についてを議題とし、採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、別紙配付のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。

これにて平成23年第3回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午前11時14分閉会